

# 報 人 法 人 豊 島 法 人 会 報

昭和51年3月10日

三 月 号

( No. 3 )

— 経済講演 —

## 日本経済の見通しについて

NHK前解説委員 館野守男

今日は約一時間半の予定で、今年の経済、景気の見通しについてお話しを申し上げ度いと思えます。その場合話を大きく二つにわけてお話ししたいと思えます。

昭和五十年の経済は一体どう動いたのだろうか、不況がどうしてこんなに深刻になったのだろうか、之が第一のテーマであります。第二番目は之からの経済はどう動くのか、今年の景気はどうなるのか、或いは又新しい安定経済の路線に乗せるといわれているが、其にはどうすることが必要なのか、其の達成のやり方、又はカギ、之が第二のテーマであります。

先づ第一は、昭和五十年の経済と不況の問題であります。五十年の経済はどう動いたのか、未だ年度が三月で終わっておりませんので確定的な数字ではありませんが、大体昭和五十年の日本経済に於いては、生産は大体二%前後ふえたとみて良いと思えます。いいかえると、五十年の日本経済の実質成長率が二%

ぐらいだったとみて良いと思えます。もう一つ重要な数字があります。

昭和五十年の物価がどのぐらいあがったのか、五十年の需要がどれだけふえたのか、之をみなければならぬと思えます。之をみる大もとは、ベースアップであります。大体昨年のベースアップはどれぐらいあがったのか、之について申し上げます。昨年の春斗の結果は民間のアップの平均約十三%、其他は中央、地方公務員をふくめて平均十二%、之はかなり民間を下まわって居りますので、実質的には十二%のベアが行われたということの意味してあります。需要が十二%ふえて、物の生産は二%となりますと、物価がどれだけ上がったかわかりますが、其れは其の差の十%上ることになります。故に物価の一年間の上昇率は十%前後ということになります。

以上が昭和五十年の日本経済がどう動いたかということですが、之をどう評価し、どう考えるかという点からいくと、確かに動きは上昇に転じている

といえます。とにかくも、マイナスからプラス二%に上って来ているわけで、経済の動きという点からみますと上昇に転じているといえます。

昭和五十年という年は、高度成長から昭和四十九年、マイナス成長というところから落ちこんで再出発に乗り出した第一年度であります。第一年度に於いて生産が段々に上りつつあることは確かであり、不況の泥沼から立上り、足場だけ辛じて獲得したといえるのではないかと思います。景気という点から考えた場合、景気、不景気をわけはつきりした基準はありませんが、従来の経験からいきますと、何回か経験した不況の中でも実質成長率はいつも五%ありました。五%の実質成長率ぐらいでは景気が良いという感じにはならないのであります。其故に実質成長率二%ということは大変な不況だったということであり、経済の動きは上昇に転じていたが、景気という点からは、大変な不況であったということがいえます。五%が水平線といえ、其れ以下で経済が上昇に転じているわけで、水面下の景気上昇といわれるわけであり、どうして不況がこんなに深刻になったのだろうか、従来のような単なる景気の循環で起きたのではなからうかということであり、

御承知の通り在庫投資などを中心にして、二、三年のサイクルで景気が良くならず、悪くなったりして来たわけであり、又設備投資を中心として十年ぐ

# 豊さん島さんの税務相談コーナー

この欄にふさわしいマンガを募集します。得意の方は事務局にご送付下さい。

法人会員の皆さん！

私の名前は豊さんです。相棒の島さんとコンビで、今回から法人会報を通して、皆さんのご質問ご相談に応じたいと思います。

豊さんは、法人税関係、島さんは、源泉所得税関係について、皆さんからのご質問に対して、皆さんの身になって考え、皆さんに可愛がられ親しまれる豊さん島さんになりたいと思いますので、よろしく願います。

今回は、豊さんが質問に応じることになりました。質問者は、目白さんです。

ご相談は TEL 984-2171 内線 311まで

## <節税のすすめ>

### 退職金の引当額を損金に

#### 退職給与引当金とは？

目白さん 退職給与引当金の設定によって、節税ができると聞きましたが、退職給与引当金制度について、ご説明ください。

豊さん 簡単に説明しますと、使用人が退職した場合に支給する退職金は、支給したときの損金になるのですが、将来、使用人が退職した場合に支給する退職金のうち、当期分に見合う部分を引当金として、当期の損金に計上できるという制度です。

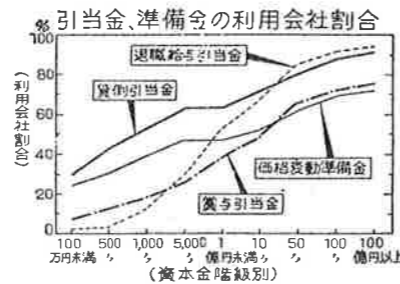
目白さん そうしますと、実際にまだ支給していない退職金の一部を損金にできるので、税金が安くなるということですね。

豊さん そうです、節税になるし、引当金の金額は会社に留保され、それに見合う納税額分が会社の資金繰り上有利に働きますから、事業資金運用上も有利になるわけです。



目白さん そんなに得になる引当金の制度を、今まで知らなかったなんて、ほんとに恥しいことですが、ほかの会社では利用していますか。

豊さん それがあまり利用されていないのです。参考のために、引当金の利用状況をグラフで示しますと、



このグラフでわかりますように、資本金 100万円未満の法人では、退職給与引当金の利用割合は1.0%、100万円以上500万円未満の法人では2.7%と利用割合は極めて低いのです。しかし資本金が100億円以上の大規模法人になりますと、実に94%の法人が利用しています。

目白さん なるほど中小企業法人の利用割合は低いのですね、早速利用したいと思いますが、利用するための条件とか、方法を教えてください。

#### 退職給与引当金は退職給与規定が前提

豊さん 税法上の退職給与引当金は、  
① 労働協約による退職給与規程  
② 就業規則による退職給与規程  
③ 税務署長にあらかじめ届け出て、承認をうけた退職給与規程（注）

に基づいて退職給与引当金を設定することができます。

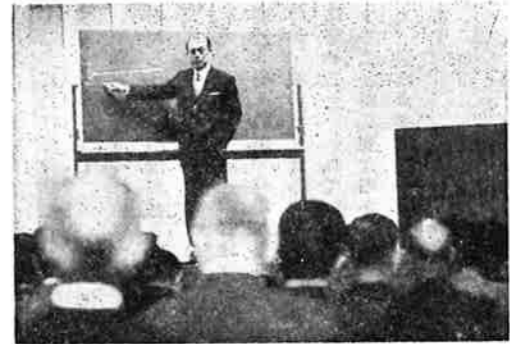
（注）使用人が10人未満で、就業規則を定めることが義務づけられていない会社が、退職給与規程を定めたときには、これを税務署長に届

らしいサイクルで景気が上ったり、下ったりしてきたものであります。こうした経済の自律的景気循環で起きた不況とばかりは考えられないということであり、之は実際の動きを知らんになっておわかりと思います。

昨年在庫の整理がかなり進んで、之で回復の方向へ進むかと思うと、次につきましが起きて負担が大きくなって、更に不況が深刻化して中々経済の自律的な循環で動いたという風には考えられないのであります。この景気循環以外に不況を深刻化させた大きな原因がありそうだという事になります。不況を深刻化した原因として大きくわけて二つ指摘出来ませぬ。

其の第一は構造上の原因で、第二は政策上の原因ということになります。第一の構造上の原因、之は生産の伸び、生産を制約する原因がいくつも出て来たということでありませぬ。生産の伸びを制約させたものとして三つのことがあげられます。第一は公害であります。公害による制約、公害がひどくなったので、自由に生産を高めるといふわけにはいかななくなつた。第二は資源の制約であります。生産に必要な資源が自由に得られないという情勢になったということでありませぬ。之は資源が足りないという風に単純にとりにならない方がよいと思います。食糧資源を除いて、今石油その他の資源で資源が危いとか、不足しているということとは考えられませぬし、何故制約がおき

かといひますと、世界に資源ナショナルリズムという考えが強く行われるようになって来たからであります。この考え方は、資源は人類の発展する為の共通の財産という考え方と全く逆で、自分のところの資源は自分のもので自分で自由勝手に出来るのだというのが、資源ナショナルリズムといわれています。今こういう考え方がすく行われているわけでありませぬ。需要関係からみて、当面資源が足りないというのではないのですけれども、何時政治的に制約を受けるかわからぬという情勢になって来ているということでありませぬ。



講演中の館野守男講師

石油ショックで痛いという程我々は経験したわけでありませぬ。石油が足りなくなったわけではありませぬ。故に資源が自由になるといふのが制約されているわけでありませぬ。

第三番目は国民生活の水準が一応ある程度まで上って来たということでありませぬ。生活水準はいつたんと上ると中々下りませぬ。しかし一応の水準まで来ますとその伸び方が違って来ます。要するに、にぶくなって参ります。具体的に日本の例でおわかりと思ひます。今個人消費の需要は国全体の需要の半分をしめています。即ち五〇%をしめているわけでありませぬ。之は先進国の生活水準の入口に達したといえます。ついこの間まで、国全体の需要の三〇%を低迷していたわけでありませぬ。

石油以前の資源でこういうことが起り得ないという保証はない情勢になって来ております。故に今迄のような前提で自由に資源が得られるという考えで、どんな生産をのぼしている体制をつくって居りますと、何時其の資源を制約された時に、ストップしてしまわなければならぬいかという危険性がないとはいへませぬ。それでむやみに生産を伸ばす体制はとれなかつたろうということでありませぬ。之が資源の制約であります。之は政治的制約といった方がよいと思ひます。

一月決算申告書  
提出をお忘れなく  
提出期限が三月末でありますので、期限内に提出されるようお願い致します。

其れが経済の発展にもなつて飛躍的に五〇%までに上昇して来ました。消費需要が飛躍的に上昇して参りました。このように生活水準が爆発的に上昇し、需要が飛躍的に上る場合は、之に依じて生産を高めることが可能だったわけですが、一応の水準に達すると、之までと同じような爆発的な消費需要の上昇ということには到底期待出来ないといふ事になります。伸び方が非常にゆるやかならざるを得ませぬが、しかしとまるわけにはいきませぬ。国全体の需要の増大に伴つて当然ひろがります。まあ当然増といふこともありますし、まだ総需要の半分ですから、先進国の入口と先程申し上げました。

将来需要の六〇%乃至七〇%までは増える可能性が有ります。そうしますと単なる自然増以外にも消費需要は伸びる余地があります。しかし今迄のように爆発的に上昇する期待はもう持たないと思ひます。こうなつて来ますと、生産の伸びにもぶくならざるを得ませぬ。以上公害と資源の政治的制約と、生活水準の向上の三つが日本経済の成長の伸びを制約する構造上の大きな要因になって来ているということでありませぬ。（つづく）

期末在職使用人に支給した給与総額 $\times \frac{6}{100} \dots C$   
**目白さん** 繰入限度額の計算方法はわかりましたが、要支給額についてももう少し詳しくお願いします。

**豊さん** 要支給額とは、使用人全員が、自己都合により、一時に退職したと仮定した場合に支給すべき退職給与金の総額をいいます。なお、使用人兼務役員は、退職給与引当金の対象にされないことになっています。

**目白さん** もう一つ、労働協約による退職給与規程の場合には、給与総額基準の適用がないのはどうしてでしょう。

**豊さん** 労働協約は、経営者と労働組合との協議によって作られるため、経営者は、労働組合から強い規制を受けることとなりますが、労働協約以外の退職給与規程の場合には、経営者の一方的な意志で規程を変更することができるため、利益が多いときには規程を変更して引当金を多くするなど、利益操作に利用されるおそれがあるために、給与総額の6%の制限があるわけです。

**給与総額基準について改正が!!**

**豊さん** ところが、最近の労働判例や、労働慣行等から、就業規則等による退職給与規程であっても、経営者が恣意的に規程を変更して利益操作に使うことが困難となっていると思われることから、就業規則等による退職給与規程の場合であっても税務署長に、所定の書類を提出した法人に限り、給与総額基準の規制を受けなくてもよいことになりました。

**目白さん** 給与総額基準の規制をうけないための所定の書類とはどんな書類でしょうか。

**豊さん** 税務署長に提出する所定の書類とは、就業規則で定められた退職給与規程の写しのほかに、使用人の過半数を代表する者の意見を記載した書面、及びその規程の周知を行った事実の詳細を記載した書面、を添付することになっております。ただし、使用人10人未満で税務署長への届け出によっている場合は、使用人全員の意見を記載した書面が必要です。

**目白さん** よくわかりました。これからもご相談に伺いたいと思いますが。

**豊さん** どうぞどうぞ、どんなことでも結構ですから、お気軽にご相談ください。

け出て承認をうけることになっています。

**目白さん** そうしますと、私の会社は使用人が8人で、就業規則を定めていないので、退職給与引当金を利用するためには、退職給与規程を定めて税務署長に届け出て、承認をうけることになると思いますが、届け出れば、すべて承認されるものですか。

**豊さん** その退職給与規程が、一般の会社に較べて相当のものであれば認められます。つまり同族会社の場合、不相当に高い退職金を支給する内容の退職給与規程を定めて、引当金を多くすることも可能ですから、これをチェックすることとしているわけです。

**届け出はいつまでに？**

**目白さん** 退職給与引当金を設定する場合に、退職給与規程はいつまでに届け出ればよいのでしょうか。

**豊さん** その事業年度の確定申告書の提出期限までに、提出すればよいことになっております。

**繰入限度額は？**

**目白さん** 退職給与引当金の繰入限度額について説明してください。

**豊さん** 繰入限度額は、当期末の要支給額と前期末の要支給額との差額が基礎となりますが、このほかに最高額を制限する、累積限度額ということがあります。労働協約によらない会社の場合は、もう一つの基準として、その事業年度中に支給した給与総額の6%相当額というのがあります。これを算式で示しますと、次のようになります。

- ① 労働協約による退職給与規定の場合は、次のAかBのいずれか少ない金額
- ② 行政官庁に届け出た就業規則、又は税務署長への届け出による退職給与規程の場合は、次のA、B、Cのうち、もっとも少ない金額  
 (当期発生額基準)  
 期末退職給与金の要支給額－前期末退職給与金の要支給額……………A  
 (累積限度額基準)  
 期末退職給与金の要支給額 $\times \frac{50}{100}$ －前期から繰越された退職給与引当金の期末残高……………B  
 (給与総額基準)

**総会の開催日決る**

四月二十八日午後一時より

東京信用金庫本店に於いて挙行の予定

◆正・副会長、委員長の幹部会開かる  
 二月十二日午後一時より正・副会長、委員長の幹部会が署の篠崎副署長、神作統括官、中垣上席の御出席を戴き事務局会議室で行われた。

最初に今井会長代行、副署長のあいさつがあり、其の後今井会長代行が議長となり審議に入った。先づ各担当者より活動状況報告があり、其後協議事項に入り次のような事項に関し審議がなされた。

- (1) 総会の日時、場所に関する件
  - (2) 諸規定に関する件
  - (3) 会費の徴集に関する件
  - (4) 会員の増強に関する件
  - (5) 其の他に関する件
- 特に第一項の総会の日時の件に関しては、今後の準備を進める上に於いて早急に決定する必要があると審議されたもので、其の他の件についても慎重に審議され、予定の時間を遙かにオーバーして五時半に閉会した。

◆財務委員会開かる

二月十日、神作統括官の御出席を戴き鈴木委員長を中心に委員会が開かれ、法人会の収支の検討が行われた。事務局より提出された資料をもとに、会費の入金状況、経費の支出状況等を検討し、一応予算案通り運営されていることを確認し又今後の運営等について打ち合せを行った。又全委員が同じ認識、同じ歩調で進む方針を申し合せた。

尚鈴木委員長より都民銀行が法人会会員に融資する計画があることを説明し、之についての検討を一同に諮った。全委員の賛成があったので、都民銀行側の出席を求め、其の内容についての説明を聴取した。委員会としては銀行が法人会の保証を求めるとでなく、飽く迄も融資の関係は銀行対会員との関係にとどまるものであり、又銀行が融資の対象として

◆講習会終盤を迎う

昨年十月以来開始された源泉所得税の講習会も基礎コース、実務コース共終了試験も終り、愈々終了式をまつのみとなった。御協力を賜った西山、山本両講師の方々と、参加した研修者との呼吸がびったりとあい、固定して参加した方々が基礎、実務共七、八〇名に及んだということは最初の試みとしては上々の出来ではなかったろうか。

之をふみ台として、次年度の計画が現在立案中であるが、個人、法人を問わず税金が人間生活に深い関係をもつものであるだけに、今後多くの方が之に参加して税務のことを熟知し、人生の勝利者にならねることを願う次第である。

▽広報委員会開かる△

II 会報の大綱決る II

二月四日、二月二十一日、二回にわたり、署の中垣上席指導官等の御出席を戴き、広報担当の永田副会長、水野委員長を中心として広報委員会が開催され、今後の広報の大綱を次のように定めた。

- 一、会報の発行は当分二カ月に一回とする
- 二、必要な内容であれば、頁数については余り拘泥しない
- 三、会員の為の会報にしていく。其の為

三月十九日 豊島区民センター七階文化ホール  
 午後一時三〇分より

### ◆支部懇談会 全地域一巡終る

昨年十一月開始された支部懇談会も二



支部懇談会での神作統括官のあいさつ

月二十四日東池袋・南池袋地区の懇談会を最後に第一回目を全部終了した。署の幹部の方々に全力投球で御協力を戴き、又会員の方々の為に多忙の中を献身的に大結集を図られた支部長さんの努力が実り、効果的な充実した会合に終始出来たことは大成功といわざるを得ない。参加した方々よりも「非常に勉強になった、之からは税金のことを知らないといえらぬ損をする」、「申告指導官の配置のことを知らなかった、之からは署に行って大

いに相談したい」、「節税対策を知らなかった、之から之を充分活用しよう」等々、懇談会に参加した意義を強調する声があちこちから寄せられている。  
全地域一巡終って、第二回目の計画が検討中であるが、第一回の会合に参加した方々の波動が大きくひろがり、次回の会合に更に多くの方々が参加するようになり、税に対する認識と自覚がひろがった時に本当に法人会の目的とするものが達せられることになるのではなからうか。其の日の到来の一日も早からんことを願う次第である。



東池袋・南池袋支部懇談会に参加した会員の方々

**広告募集**  
宣伝は商売繁昌のもと、会報を活用して会社の発展を計って下さい。

### ◎税についての相談は 申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々の為に、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽にご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についてももう少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉税、所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会が行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。  
現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介しておきます。

- 中垣 忠司(上席)
- 山本 好(源泉)
- 溝越 信行
- 保科 正人

▽お問合せ電話番号 九八四―二二七―  
内線 三二一・三二二  
(豊島税務署三階)

### 法人会はどのようなことを行う団体か (第二回)

「B支部長」  
戸別訪問してみても、納税者の方からよく、「自分は、やましいことはしてないから、税務署にお世辞を云う必要もないし、また、法人会にも入会する必要はない」とか、また「自分は、適正に自主申告をしている、何故に法人会へ入会しなければならないのか」などといった、よく断る人が多いのです。

「丸山副会長」  
法人会と税務署との合休論は当りませんね。租税は、私も国民が豊かで健全な生活を営んでいくために、社会共通の費用を、民主主義のルールの下で定められた法律によって、各自それぞれが負担しているわけです。

現行の税制の基本は、自分で所得を計算し、それによって納付税額をはじき出して、国庫へ納税するという、申告納税制度が採られております。  
したがって、納税者である私も一人一人が、このような租税の意義をよく理解して納税義務の重要性と民主国家を組織する一員としての社会連帯観にたつて、強く自覚し、進んで税法知

識の研鑽と、その実践に努めることこそ、この制度に対する本来のあり方ではなからうかと思うのです。

したがって、その理想達成のための推進役をつとめる立場にあるのが法人会であるわけで、決して自分達だけの適正申告のみを考えているのではありませんし、逆に一般の納税者各層に訴え、皆さんと共に、その理想に向けて突き進んでいこうということ、事業活動しているわけです。このようなことから、自主的に、適正申告されておられる方こそ、本会に入会して、率先して協力して戴き、その模範を示していただき度いものです。

「D支部長」  
本会の活動方針等につきましても、充分に御理解いただきましても、「一度入会の是非を顧問の税理士先生に伺ったうえで……」とか、「先生に伺ったところ、入会しても意味をなさないから考え直さない」とかいわれて、入会を拒まれる例が多いのですが。

「高村副会長」  
法人会の事業も、税理士会の目的と

する各種事業も、究極的には、正しい申告と納税が行われるよう、申告納税制度の理想に向けて進んでいる点は、誰しも異論がないと思います。  
本会の事業活動を御覧いただければ充分に納得できると考えられますが、私どもは、適正申告の実践と、その一般的な普及を図ることを第一の柱として、また、税制度の要望や税務行政への意見具申を行う等によって、納税者全体のために、明るい納税出来る納税ができるようにすることを第二の柱として幅広い活動を実施しているわけです。

このことからおわかりのように、本会の活動は、税理士先生の職域を何一つ侵害しておりません。  
従って、私の知る限りにおいては、すべての先生方は、私どもの事業活動に全幅の信頼をおいて、その顧問先の入会を喜んでおられます。また税理士会の姿勢につきましても、本会が税理士の職域を尊重して、税理士類似行為を行わない限り、本会の事業活動を全面的に支持し、それに協力する方向を示しておりまして、そのことは、中央の方から、都内の地区支部組織へも、伝達されているやに聞いております。

入会の意向があれば、税理士先生に尋ねていただくのもよいでしょうが、そのこと自体は経営者御自身の意志で決めていただきたいものです。  
(つづく)

### 昭和51年1月～2月主な事業活動実績表

1. 1 6	支部懇談会(駒込1～7丁目)	2. 1 0	12月決算法人説明会
1. 1 9	11月決算法人説明会	2. 1 0	財務委員会
1. 2 0	講習会(源泉所得税基礎コース)	2. 1 2	正・副会長、委員長会
1. 2 1	支部懇談会(巣鴨1～5, 西巣鴨1～4丁目)	2. 1 3	新設法人説明会
1. 2 2	講習会(源泉所得税実務コース)	2. 1 7	講習会(源泉所得税基礎コース)
1. 2 3	支部懇談会 (南大塚1～3丁目, 北大塚1～3丁目)	2. 1 8	支部懇談会(池袋本町1～4丁目)
1. 2 6	池袋地区正・副支部長懇談会	2. 1 9	講習会(源泉所得税実務コース)
1. 2 7	新設法人説明会	2. 2 0	支部懇談会(池袋1～4, 西池袋4～5丁目)
1. 2 8	経済講演会	2. 2 1	広報委員会
2. 4	広報委員会	2. 2 3	支部懇談会(上池袋1～4丁目)
2. 5	講習会(源泉所得税基礎コース)	2. 2 4	支部懇談会 (南池袋1～4丁目, 東池袋1・3丁目)
2. 6	講習会(源泉所得税実務コース)		
2. 9	12月決算法人説明会		



# 昭和五十一年度の事業活動の

## 展望を語る

### 《座談会》

- 副会長・会長代行 今井 剛
- 副会長・総務担当 丸山 愛吉
- 副会長・事務担当 高村 与作
- 副会長・財政担当 田村 健次
- 副会長・広報担当 永田 宗一
- 副会長・税制担当 真々部真光
- 豊島税務署  
法人税・源泉所得税  
第一統括官 神作 亨
- 司会  
事務局 局長 高田 隆

高田 区内に在る税務関係の公益法人としては、唯一の当会がこの一年間に、いろいろと活動をしてきたわけですが、振り返ってみると、改善しなければならぬことが多いように思われます。

そこで、本日は副会長さん方にいろいろとお話を頂きますとともに、この座談会のために、わざわざ御運びを下さった神作統括官のご意見をも伺いながら、この問題を検討してみたいと存じます。

高村 そうですね、私も事業担当者として、この一年間、老骨に鞭打って頑張ってきましたが、会員の方々が本当に法人会の目的を認識し、又税務当局に対す



る理解と税に対する研鑽が行われたか、十分に掌握はしていませんが、何分にも社団化して最初の一年目でありましたので、この一年間の事業活動の上に立って良かった点、悪かった点等、問題点にメスを入れて、これからの活動を考えてみたらどうかと思います。

真々部 いろいろな催しを実施してき

ましたが、その一つ一つの催しの内容等について個別的に検討と反省をしてみてもいいでしょうか。

神作 私どもはこの講座の成否には多大の関心を持っているところでございます



す。まず、参加者の数の問題ですが豊島署管内の給与所得者数は、約二十六万人でございます

ですが、この講座に参加しておられる方々の会社にお勤めになっておられる給与所得者の数がおおよそ二〇万人ですから、全体に対する参加者の方々の占めるシェアは八〇%と見込まれます。したがって、その数字の示すとおり、正しい源泉徴収の実務や知識を身に付けようとして努力されておられる参加者の方々はじめ、会社の多忙な時間をさいて、この講座へ社員の出席を促されるなど、それに深い理解と関心を示して、積極的に御協力を頂いた会員の皆様の方々の熱意に対し、唯々、頭の下がる思いで喜んでおるところでございますが、同時に私どもはその講座を講師としての立場から、深くその責任を感じ、担当講師にもそのようにお願いしているところでございます。

また講座の内容の問題では、話術等の点で、必ずしも御納得いきかねるものもあると存じますが、現在、内部的にも



研修を続け、職員一同精進させて頂いておりますので、長い目で暖かい御声援を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、先程のお話の中から講座への参加者は大口の企業が多いように思われます

が、源泉の問題は、企業の大小に係わらず、いろいろあると聞いておりますので次年度では、零細な会員の方々にも、興味があり、参加することによって、メリットが生まれるような講座を考えてみる必要がありますね。

神作 そうですね。そのことについては、現在いくつかの私案を持っておりまして、企画される際にはどうか御遠慮なく相談に預らせて下さい。お待ちしております。

高田 この問題は現在、実施しております講座の終了までに、新年度の実施案を練り上げ四月の定時総会には、具体策を発表できるよう検討することに致します。

神作 私どもは、納税者の皆様方に対して、税務の部面から、どのようなサービスが出来るのか、現在おかれている立場や環境の下で何をすれば喜んで頂けるのか、腐心しています。法人税の講座を開くことが、会員の皆様方の大方の考えであれば、事情の許される範囲内で、明日からでも御支援できる態勢にございます。

しかしながら、私どもの知り得る範囲内でのこの問題の方法論について希望を言わせて頂きますと、その一つは、企業のオーナーとして、知っておかれると損をしない税務知識習得の範囲及びそのカリキュラムをどうすればよいか、ということと、今一つの問題は、日常の経済取引の段階で、実務担当者がわきまえておかれると、いろいろな面で税務上のトラブル防止に役立つ税務知識は何かといったことでありまして、實際上、企業の大小や業務、業態によってかなりの差異があるものと考えられます。

講座の実効を期するため、実施するとしても何かの方法で会員の皆様方のコンセンサスをおまとめ頂けるとよろしいのですが。



永田 よくわかりました。広報担当として早急によりよい方法を考えてみましょう。

高田 では、次に決算法人説明会に移りましょうか。

現在、この説明会は毎月、署の地下会議室をお借りして開催しているわけですが、参加者数は決算期該当法人の一〇%から一五%の程度と伺っております。これは他の法人会のそれと比較して、どうなんでしょうか。

神作 只今の数字は一寸問題があるようですが、一昨年の当時と較べますと相当向上になっておりまして、実のところ喜んでおられるところなんです。特に、最近の傾向としては、ご婦人の数が増えつつあることや、出席した方々にその場でお渡し頂いておりますテキストが解り易く、ご好評を頂いているように思われます。

真々部 税制担当として、毎月説明会の司会を行っています。出席した方々から感謝され、中にはわざわざ御礼のお手紙を頂いたケースもあります。

神作 お世辞にしても、これだけ喜んで頂ければ私共大いにやり甲斐があります。

忘れていましたが、最近、私共申告指導官への税務相談が急増しております。毎日、電話を含めて三、四〇件位になりますか。中でも嬉しいことは、いついつの説明会に出席した何某ですが、と前置きしてご質問下さる方も多くなりまして。このようなどきには指導官達の眼も一段と輝き、生き生きとして参ります。いつれにしても、私共の職場が法人会の善意の皆様方から暖い眼で見守られ、日



一日と相談に来署される納税者の方々が増えてきていることは、私共にとってこの上のない喜びにもなっております。

高田 ところで、新しく法人になられた方々のために税務署の地下会議室などを利用して頂き、「新設法人説明会」を行って頂きますか。

真々部 署から伺ったところによりまして、出席率は一五%から二〇%というところですが、出席された方々の御感想を頂きますと、大変好評のようです。又この説明会には税理士会の方からも、講師の方々が見えられて、職業会計人としての立場から、あれこれと話がおよびその内容も出席された方々には、大きな収穫となつておられるように感じられますが、神作統括官はどのように受けとめておられますか。

神作 新しく会社を設立された方々には顧客先の開拓やら、資金繰りやらで会計システムの確定やら、税務の方面には考えが及ばないことと存じます。又設立時に会計システムを税法に定めるところによって確定し、青色申告をした場合と、しなかった場合でも欠損が生じた事業年度では、その欠損金を五年間繰越すことができるかどうか、税法によって区別して考えられますので、欠損金の繰越し控除という特典が活用できる青色申告

の提出をお勧めしているところですが、何事も最初が肝心であると、名哲が言っているところですが、私共は「知らなくて損をする」ということがないように、心を絞ってサービスさせて頂いているわけ

です。いずれにしても、税は利益がでるよう不安定した企業に早く成長して頂くことを念じ、それによって税の自然増収を期待しているわけですから。

なお、設立初年度中に会計システムを確立するため、税理士先生等をお願いしておりますが、資金事情等に困りの方にあります。また、国の予算を使用して、無料でご指導することが出来る「小企業者のための継続記帳指導の制度」がございます。お蔭様をもちまして、この制度は、法人会の皆様と税理士会の諸先生方のご協力により、大変にご好評頂いておりますので、この機会に深謝申し上げますとともに、さらにこの制度が多くの方々のためにお役に立ちますよう、ご支援を賜りとうございます。

永田 会報にも掲載して、会員の方々にPRして参りましたが、御利用される方が多いと伺いまして、心強い思いです

ね。これからも、会員の皆様方に、この制度のあることをお知らせして、お気の毒な方に沢山利用して頂けるように努力してみましよう。

高田 昨年十一月から、支部単位の懇

資を銀行筋から求めざるを得ないと考えられます。問題はそこです。もともと銀行が融資に当るに当たっては、①融資したが、企業の発展や成長に活かされるか②帳簿が整備され、その内容が事業の実態を確実に反映しているか③十分に返済できる見込みがあるかの三点を基本としてみているようですが、私はこの点をホローする何らかの講座を持つ必要があるのではないかと思っています。銀行の融資を円滑に行うためにも、企業のオーナーが簿記を理解し、財務諸表の見方を知らなければ、安定企業への脱皮は困難ではないでしょうか。

又融資筋から、質問をうけても、企業の状態を正確に答えることができないければ、先方さんは融資にちゅうちょすることはいずれの理です。したがって、そのために、簿記講座の開設論には共鳴できるわけですね。

今井 大変有益なお話を頂き、有難うございます。法人会には、多くの中小企業の会員の方々が居られますので、何らかの方法で賛意を問うてみて、次年度の講座運営の柱を考えてみたいと存じます。特に次年度は大きく飛躍する年になりたいと思いますので、良いことはどしどし計画してみたいと思います。

高田 長時間に亘り、有意義な御意見を有難うございました。会員のためになる魅力ある公益法人として、次年度も頑張ってみようと思っております。役員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

談会を催しておりますが、それに出席した会員の方々から、今度のような催しはどしどしやっけて欲しいとの要望が寄せられております。懇談会について、どのように評価したらよろしいか伺いたいのですが。

丸山 税務署で行う説明会は、これまでその殆んどが署の地下会議室で行ってまいりました。署の姿勢も変わり、署へ行って私達はどの固苦しさを感じませんが、まだまだ多くの方々には、近寄り難いところでありましょう。その意味から署の幹部と会の方々との懇談の場を支部所在地に出向いて実施した意義は、実に大きいと思っております。皆さんどのようにこれを受けとめておられますか。



高村 池袋地区は、他の地区に較べて出足は早かったのですがそれも一部だけで大方は今後の予定に廻り、本当に申し訳けないと思っております。

田村 長崎地区の方々から懇談会の感想を伺いますと、日頃疑問に思い、誰かに聞こうと考えていた問題が即座に解答され、大いに自信を深めたといっている方や、税金を納めるのが、今まで何か苦痛だったのが、税金が国家の財政活動の基本となつていて、その使い道を具体的に説明されて納得ができた、これからは

明るい納税ができる、といっておられる方などが多く、又支部の役員の方々が懇談会を開くのに、人集めに苦労したが、本当にやり甲斐があったと喜んでいましたね。



真々部 税制担当の故でしょうか、各方面の方から感謝されています。それにも利用されていないのには驚きました。その反面、懇談の場でその利用状況を示され、利用していなかったのは、自分だけではないことをお知りになったことが、その場におけるせめてもの救いとなったように思いました。オーナーが税務知識を得られる懇談会の意義は、その意味では非常に大きかったのではないのでしょうか。

神作 街に出掛けて、懇談会を催す今回のような試みは初めてのものでありますが、何分にも最初だけに、かなり緊張しましたね。とりわけ、その会場で女の方が出席され、税と聞けば、固苦しい私共の話が最後まで、聴かれてお帰りになる、又立派な社長さんの、三々五々に連れ立ってお帰りになる足どりが、非常に軽やかであったり、説明のし甲斐があったと、年にも似合わず、思わず興奮したり、いやお恥かしいお話しです。

次回から、さらに一層角度を換え、レポートを広くして、和やかにしてみようと思っております。よろしくお祈りいたします。

丸山 只今のお話を伺って、益々力づけられました。支部長さんや副支部長さん方も、今のようなお話しをすれば、必ず次回も積極的に協力して下さると思っております。



丸山 私は今年の事業活動における先程の検討から、次年度の活動の柱は何と云っても、会員の各企業を減速経済の下で安定させる何らかの措置が必要と考えております。具体的なものとしては、例えば法人会ローンの早期設定とか、雇傭の安定のための厚生並びに共済事業の拡大とかがありますね。

高村 法人会ローンの件は、現在区内の銀行に交渉中ですし、すでに二行とは契約しました。厚生面での事業は、只今財政面から、田村副会長と共同で検討中です。

真々部 私は、税制の立場から、先程検討されたテーマの反省の上に立って、簿記講座の開設を提案します。

の術に立つ企業のオーナー自らが簿記会計や財務諸表の見方等をお知りにならないと、大変に損をするといえます。これは、私の経験でもあり持論でもあるからですが、いかがでしょうか。

神作 私共の仕事に関係する真々部さんのお話しですから、もしお許し頂ければ、そのお話しに乘らせて頂けませんか。

今井 どうぞご遠慮なく。

神作 日本の企業と外国の企業とを較べてみた場合に、基本的な違いとして目につくものは何と申しましたが、自己資本の総資産に対する割合だと考えられます。とりわけ欧米の企業の自己資本比率は、どんなに少なく見積っても五〇%以上です。これと全く逆な形となっているのが、日本の企業だと云えます。もっと平たく申し上げますと、日本のそれは金融資本に頼る割合が余りにも大きいのです。

したがって、高度成長時代には、毎期毎期売上が増大し、所得も増えますから問題は無いのですが、減速経済では、売上は余り増えませんが、主材料や管理面でのコストがどうしてもアップせざるを得ませんから、利益の幅は、その分だけ圧縮されることとなります。しかしながら、そのような条件の下でありながらも高度成長時代からの金融資本を中心に賄ってきた体質は、そう易々と断ち切ることは難かしいし、又その返済や新たな融

# 3億円保障の誕生!!

(節税による経営者保障制度にご加入ください)

## 法人会の 経営者大型保障制度

### 最高保障額

死亡保障	3億円
休業保障	1日3万円
廃業保障	7,500万円
医療保障	300万円
入院保障	1日1.5万円
手術保障	1回75万円

- 会社役員・幹部社員が加入しても掛金は全額損金算入に認められます。
- 交通事故から病気死亡にいたるまで幅広い保障が受けられます。
- 日本国内はもとより、海外旅行中の傷害、死亡保障も受けられます。
- 掛金の支払いは、加入者の取引金融機関から毎月手軽に振替えられます。

※この制度へのご照会・お申込みは

大同生命東京北支社

豊島区南池袋2-26-5 都銀ビル7階  
電話 (984) 6 3 5 1 番

受託会社



AIU株式会社

会員だより

副署長の支部巡回  
同行して

鈴木 武夫

二月二日、たまたま篠崎副署長の長崎地区支部巡回、同行する機会を得ました。昨年七月豊島税務署に着任されて、今日迄豊島法人会の育成に特に力を注いで下さっている副署長が、ちかに支部を巡回して、この不況下の会員の方々の近況を知り、問題点を肌でつかみ、之からの税務指導の糧にしたという意図をくみとり、私は案内役を喜んで引き受けました。行く先々で各支部長が喜んで副署長を迎え、副署長と支部長との間に、なごやかな対話がくりかえされ、不況下の経営の問題、税に関する問題点、節税対策、最近の決算申告書配布の状況等巾広く意見が交換され、非常に有意義な一日でありました。

私は会員と署の方々のコミュニケーションによってこそ、真の相互理解が生まれ、署に対するイメージも変わっていくであらうと思ひ、このような機会が今後拡大されることを期待したいと思います。

夕肉をさげ、牛肉一日五十グラム、牛乳一合のむようになっています。朝食はパン一切、リンゴレタス、前日にコップ一杯根昆布、しい苺を水につけて、朝レモン一ケをしぼり、はち蜜にまぜてのみます。ミン汁一杯が朝食です。

昼食は御飯一杯にミン汁、玉子又は納豆、干物半分位。夕食は牛乳又は鳥肉、野菜、御飯一杯、之が毎日の食事です。三時頃甘いもの又はミカンを少々たべます。

尚十年ぐらい前より、手製まむし酒の外、朝鮮人参をしようちゅうにつけてのみ、又んにくを皮をむき食酢に一ヶ月つけ、あげて醤油づけにして食事の時に一粒ぐらい食しています。

「法人の税務」の購読  
についてお願い

毎月当会から「法人の税務」(全国法人会総連合刊)を会員の皆様のお手許へ御送り致して居りますが、色々な都合で今後ご希望の方のみに之を御送り致しますと思ひますので、甚だ申し訳ございませんが、今後続けて購読御希望の方は葉書で事務局へ御申込み下さるようお願い致します。

★新規会員のご紹介★

※ 昭和50年10月以降、新たに入会されました会員様をご紹介させて頂きます。(11月14日迄受付分)

Table with columns: 法人名, 代表者名, 住所, 資本金, 業種, 電話. Lists new members and their details.

◆ 会員名簿訂正 ◆

( )内は誤り又は記載漏れ

Table with columns: 法人名, 代表者名, 住所, 資本金, 業種, 電話. Lists corrections to the membership roster.

法人会に期待する

中野 稔

長い歴史をもつ法人会が、新しい衣装を着て、公益法人として新しい出発をしたこの一年間をふりかえり、私は法人会も愈々新しい方向に第一歩をふみ出したという感じ一杯であります。講演会、講習会、説明会、税務懇談会等々多岐にわたる活動も更に活発にくりかえされ、其の効果も漸次表面に出てくるであろうと、大いに期待を致して居ります。しかしここで私は反面、これ等の恩恵に浴することの出来ない、いわゆるサンチヤンといわれる会員の為の対策も今後考えて戴くわけにはいかないものかと考えるものです。

こういう方々は説明会、講演会に出ようと思っても、中々時間的にも、人的にも制約を受けて、出席出来ないのが実情であり、そういった方々が自然と期待するのは会報や、其の他の資料等です。それもわかり易い、誰でも理解出来るものでなくてはなりません。又こういった人が最も期待するのは、訪問してくれる税務指導ではないかと思ひます。サンチヤンの方々は、特に税理士先生にお願いする資金的な余裕もありません。従って法人会でこういった指導が出来るようになると、こういった人々は大きく救われるのではないのでしょうか。私はこういった領域への法人会の活動を期待するもの

講習会に参加して

倉田 富貴子

昨年この講習会が開かれる時に、ある会社の社長さんで、法人会の副会長さんをなさっている方から、どこの会社でも税の事は全部税理士さんまかせで、自分の会社の経理に関して、税法上の見地から説明の出来る人が少ないが、やはり基礎的な勉強から始めて、税法に強くなり企業体質の強化の為の節税の勉強をし、又会社経営の方も大いに利益を上げておさめるべきものは納める、其のためにも講習を受けておくといいですよ、と進められ、基礎コースと実務コースの二つのコースを受講することに致しました。

頭の回転がぶくぶくなつた私には、第一回目の講義はちよつとむずかしく、あまりにも今までの勉強不足がよくやまれましたが、講師の先生との壁が取れたのか、二回三回と回を重ねるにしたがつて、だん／＼と話の内容もよくわかり、今では所法(所得税法)第何条、第何項、第何号とか、基本通達(所得税基本通達)等々、よく理解出来るようになりました。会場の雰囲気もよく、寒さ知らず。老いも若さも学ぶ、という他ではちよつと見られない光景で、税法という未知のものへの関心というのか、受講者は真剣そのもので早く帰る人は一人も見当りません。

長寿の秘訣

三枝 直樹

老いて益々矍鑠ということばがありますが、七十八才を迎えた今日、私は其の言葉どおり益々元気で老骨にむちうって頑張つて居ります。

事業の発展もいふことであつたこと、現在は特に健康に留意して、まだまだ二十年長寿を保つていき度いと考へて居ります。少年時代弱い体で酒もたばこもきらいな私でしたが、現在は健康で、逆に酒も少々たしなむようになりました。現在健康法としては、毎日三、四キロぐらい歩き、テレビ体操をやり、植木をながめ、読書、唄、習字等で適当に頭をつかい、心配事をさけて楽しい日を送るよう心がけて居ります。特にたばものについては、池袋保健所の佐伯先生の講義をきき、塩を一日一五グラム、砂糖一日五十グラムに植物油をとり、動物油、ブ

▷ 昭和51年3月以降行事予定 ◁

(日 時)	(行 事)	(場 所)
3. 2 13:30~15:30	源泉所得税講習会 (基礎コース・試験)	三菱銀行池袋西口支店四階会議室
3. 4 12:30~16:00	決算法人説明会	第一勧業銀行池袋西口支店三階会議室
3. 5 13:30~15:30	源泉所得税講習会 (実務コース・試験)	三菱銀行池袋西口支店四階会議室
3. 8 13:30~15:30	新設法人説明会	豊島税務署三階会議室
3. 11 13:00~16:00	理 事 会	巢鴨信用金庫東池袋支店四階会議室
3. 19 13:30~15:30	講習会終了式 (基礎・実務合同)	豊島区民センター六階文化ホール
4. 6 13:30~16:00	決算法人説明会	豊島税務署会議室
4. 8 13:30~16:30	新設法人説明会	豊島税務署会議室
4. 12 13:30~16:30	理 事 会 (予定)	豊島税務署地下会議室
4. 28 13:00~16:00	総 会	東京信用金庫本店七階ホール

青色申告してない方は  
損をしている

青色申告をどうぞ!

青色申告すれば節税できることを御存知ですか。給与所得のほかには家賃や地代等の不動産所得やその他の所得があり、個人でも確定申告をしなければならぬ方は、青色申告をすれば十数万円の特別控除があり、其の分だけ節税になります。青色申告の税務署への申請は昭和五十年年度分については、三月十五日までに提出しないと認められません。今までに青色申告をしていない方は、税務署へのお届けをおすすめします。申請書の用紙は税務署に用意してあります。詳しいことは事務局へお問い合わせ下さい。

決算申告書の配布について

毎月決算申告書用紙は毎月左記のような順序で皆様のお手もとに届きますので御承知下さい。(二月分は配布済み)

税務署 大事な書類でありますので、受け渡しには必ず受領印を捺印各地区的支部長 下さるようお願い致します。

※未着の際は至急事務局へ御連絡下さい。

あじとりがいき

大分春めいて参りました。大不況の嵐の中で、景気の曙光を期待し敢然と斗い抜いて居られることと思います。

会報三号も、ごらんの通りで、ご期待には沿えないかと思いますが、段々と皆様のお役に立つよう充実を期してゆき度いと思ひます。

館野守男先生の経済講演は全部を掲載の予定でしたが、紙面の都合で二回に分けて掲載することに致しました。御諒承下さい。今回は会員の声として、四人の方から御寄稿を戴きました。紙上を借りて厚く御礼申し上げます。今後も御意見、感想、其他何でも結構です。御投稿下さるようお願い致します。又編集に当たり、色々と御協力並びにアドバイスを賜った署の方々に厚く御礼申し上げます。尚三月末の決算期も近づき、事務局では会費徴集に大忙しになって居ります。未納の方は至急御払込下さるようお願い致します。

発行 社団法人 豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六  
電話(03)九八五八九四〇  
(九八一)〇〇三四

発行人 堤 清 二

編集人 廣 業 委 員 会

印刷所 星光印刷株式会社